

別記様式第4号 議事録

令和8年10月16日公表

令和8年度 第1回東京支社入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	令和8年9月10日(木) 東京支社	
出席委員 (敬称略。委員については、 50音順。)	委員長：飯田 直久(弁護士) 委 員：井上 徹(横浜国立大学 名誉教授) 岡田 正則(早稲田大学 教授) 長田 敦(弁護士) 角田 淳(弁護士) 南部 利之(法律事務所 アドバイザー) 吉田 純司(山梨大学 教授)※Teams によるオンライン参加 渡邊 有希乃(専修大学 准教授)	
審議対象期間	令和7年10月1日～令和8年3月31日	
抽出案件	総件数 6件	(備考)
工事(一般競争入札)	3件	
工事(指名競争入札)	0 件	
工事(個別契約)	1件	
調査等	1件	
物品・役務	1件	
委員からの意見・質問、それ に対する回答等	(別紙のとおり)	
委員会による意見の具申又は 勧告の内容	今回の審議案件6件について、特に問題なく妥当と判断する。 以下5点ほど委員会から申し上げたい。 ・特命契約案件について、発生したクラックの対策検討(修正設計)を、当初詳細設計を行った同一会社に特命契約で発注することに違和感を覚える。特命契約の要件や基準を慎重に判断いただきたい。 ・工事発注全般について、下請け企業に対するしわ寄せが生じていないかは関係法令の改正により、調査を行っているとのことで、今後も引き続き取り組みをお願いしたい。 ・一般競争における総合評価方式の案件については、新規参入促進の観点から、NEXCO への貢献を入札参加時ではなく別の機会で考慮するといった工夫をした方が良いのではないか。 ・長期にわたる基本契約については、個別契約締結の段階での新技術の導入や価格の見直し等工夫をしていただきたい。 ・物品役務の案件については、応札者が例年 1 者しかいないという現状を	

	鑑み、他機関の実例を調査するなど工夫を行った方が良いのではない か。
--	---------------------------------------

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 入札執行状況等に関する統計のとりまとめ及び分析結果の報告	
意見・質問	回答
① 「不成立」と「不落札」についてはどのような違いがあるのか。	① 「不成立」については、札が一つも入らなかった場合を指し、「不落札」については、札は入ったものの、契約制限価格を超過していた場合を指しています。
② 2025 年度については、過年度と比較して不落の件数が多くなっているが、その原因を教えてください。	② 見積協議方式の見直しに伴い、不落札として取り扱う案件が増加した、という結果になっています。
③ 調査等業務における 1 者入札の状況を教えてください。 今後、調査等業務の 1 者入札があった案件も着目してほしい。	③ 調査等業務については確実な調査を実施できていないが、1 者入札はほとんど見受けられないところです。

2. 入札及び契約に係る談合等不正行為等の疑義事案の報告	
意見・質問	回答
・報告に関する意見・質問なし。	
3. 抽出案件の審議	
(1) 工事(一般競争入札)	
工事名:東名高速道路 日本坂トンネル(上り線)照明設備更新工事	
① 応札者2者の技術評価点について、評価項目及び技術評価点の見方を確認したい。	① 評価項目1～8は、過去の実績やISO 取得状況など企業の実績を評価しています。評価項目9は簡易な施工計画を評価するもので、1者には加点対象となる内容がありませんでした。落札者には施工計画で加点がありましたが、合計の技術評価点は同点となっています。
② 1回目の入札から2回目の入札まではどの程度間隔をあけて実施しているのか。	② 電子入札システム上で 30 分間隔をあけて2回目の入札を行っています。
③ 2回目の入札でも契約制限価格の範囲外である場合は、3回目、4回目と回数が増えていくのか。	③ 指示書の中で再度入札は1回を限度とする旨謳っておりますので、3回目以降はありません。
④ 契約制限価格等積算額を AI で推定することは可能なのか、それとも不可能なのか。	④ 内容については分かりかねます。

(2) 工事(一般競争入札)	
工事名:中央自動車道 府中高架橋(上り線)塗替塗装工事(2025 年度)	
① 低入札重点となっているが、報告だけでは下請け会社にしわ寄せがいつている疑念を払拭できないため、追跡調査を実施いただけるとありがたい。	① 令和7年12月の入契法改正に伴い、NEXCO でも令和8年4月以降は落札者に工事費内訳書の提出を求め、労務費が適正に転嫁されているか確認しています。
(3) 工事(一般競争入札)	
工事名:東名高速道路 柳橋塗替塗装工事	
① 技術評価点における災害協定締結の有無や NEXCO への貢献に対する評価は、新規会社が参入しづらい状況を作っていると捉えられるが、如何か。	① 災害時の協力体制や NEXCO への貢献に対する評価については、NEXCO のホームページでの公表や、工事契約後受注者への説明を通じて、災害協定締結によるインセンティブの付与を周知しているといった現状です。

(4) 工事(個別契約)	
工事名:小田原厚木道路(特定更新等)矢作高架橋他 1 橋床版取替工事(2025 年度)	
① 見積合わせについては、抽出案件①と同様に 30 分ほど間隔をあけて再度見積合わせを実施しているのか、それとも一度積算内容を再度検討したうえで時間をあけて実施しているのか。	① 抽出案件①と同様、電子入札システムにて 20 分ほど時間をあけて再度実施しています。
② 応札者間の入札額に大きな差が生じているが、この差は合理的なものであるという検証はなされているのか。	② 最低価格提示者以外の者の価格確認は行っておりませんが、導入する新技術の内容によって金額に差が生じているのではないかと推測されます。
③ 第2回の個別契約は、第1回個別契約と比較して金額が増加しているが、この増加の要因は何なのか。	③ 施工の仕方や内容はほとんど変わりませんが、工事のボリュームが若干変わっており、また物価変動も影響しているかと思われます。
④ 長期の基本契約の中で、技術の変化に伴って工事内容を変更する提案をしてほしい、といったことがあり得るのか。	④ 内容にもよりますが、そのような協議が上がってきた場合は、各個別工事の中で新技術を取り入れるということもあり得るかと思われます。
⑤ 見積合わせについては、契約制限価格を下回るまで行うということによろしかったか。	⑤ 見積合わせについては回数に限度を設けておりませんので、相手方が辞退をするまで、または契約制限価格を下回るまで回数を繰り返すということとなっております。

⑥ 見積合わせは辞退されるまで回数を繰り返すということであったが、相手方が辞退するといったようなことは起こりうるのか。 ⑦ 本件の見積合わせに限っては、5回目では合わなければ6回目、7回目といつまでも続けるという理解でよろしかったか。 ⑧ 見積合わせを何回も繰り返すにあたって、何か基準のようなものは設けられているのか。	ます。 ⑥ 制度上、基本契約自体を相手方から辞退するといった制度はありません。第 2 回目の個別契約を発注するということであれば、第 1 回目の工事内容を確認し、成績評定点が 65 点未満であれば基本契約を継続しない、といった判断をしています。 ⑦ 何回も繰り返す形になると思います。が、繰り返す中で施工計画の内容を再度確認するといったことも加味しながら、時間をおいて実施するという形になるかと思われます。 ⑧ 基準は設けられておりませんが、相手方積算と NEXCO 積算に大きな差が見られるということであれば、一度見積合わせを止めて、施工計画等を再度確認して対応するといったことも考える形になるかと思われます。
---	--

(5)調査等	
業務名:中央自動車道 相模湖高架橋下部工構造検討	
① 解析モデルを持っているということであったが、ひび割れが発生している。解析モデルでひび割れが起こることはわからなかったのか。また、同じ解析モデルを使ったら、原因がなぜ分かるのか。 ② 自分たちが設計したもので、自分たちが確認し、瑕疵がないというのは引っ掛かる。他者に検証してもらった方が公平性を保てるのではないか。FEM 解析を行のであれば、第三者が検証すべきと思うが如何。 ③ FEM 解析をやった結果、原因はわかったのか。 ④ ということは、示方書に少し問題があるということか。この工事とは関係ないが、コンクリート標準仕様書に対して申し入れするとか、NEXCO の設計要領を訂正する必要があるのではないか。	① 解析モデルとは、鉄筋量等の設計計算をする際に必要な解析モデルであり、ひび割れ対策のための解析モデルではないです。 ② 当初から FEM 解析を追加して実施していれば、第三者での可能性もあるが、当時としては通常の設計でひび割れ対策が出来るものと考えていました。FEM 解析については受注者が対策の効果を確認するために行っているものです。 ③ はい。緊張力が入りすぎていることがわかりました。 ④ 今回のような薄い部材と既設の橋脚の厚みが違うので、指針だけではなく補完する形で FEM 解析が必要であったということがわかりました。今後の設計では今回の事象も含めて設計していく。示方書

	やひび割れ指針が悪いとまでは思っていないですが、現場に合わせた設計が必要だと考えています。
--	---

(6) 物品・役務	
業務名：東名高速道路他 神奈川地区凍結防止剤購入	
① 緊急納入については指図後 24 時間以内の納入が可能であることとしているが、NEXCO 側でストックを抱えることが負担であるが故の制度なのか。	① あくまで降雪が続く等緊急の場合の指図に適用されるものであり、実際 24 時間以内の納入が必要となるタイミングはあまりないと思われます。各事務所で倉庫をいくつか持っており、ストックもそれなりに抱えることは可能だが、降雪が続くと必要になる場合があります。
② 塩化カルシウムと塩化ナトリウムについては、効果に違いがあるのか。	② 散布については、基本的に塩化ナトリウムで行います。それでも凍結してしまった部分に関しては、それを溶かすために塩化カルシウムを使用します。
③ 近隣事務所とのブロック購入に伴い、事業者側が複数事務所へ運び込まなければならないことによるコスト増加が契約価格に転嫁されるのではないかとと思われるが、どう考えているか。	③ あくまで感覚ですが、東名沿い 6 事務所については過去も同じ会社が受注しているため、ブロック購入による影響はあまりないかと思われます。
④ 1 者の状態に対応可能となると、他の会社が参入出来ない可能性がないのか。	④ 八王子側は、別の会社が受注しているので、その会社と競争が働けばという思いもあります。価格に関しては、横浜港から持っていく計画になっているので、どの企業が入れても大きく条件は変わらないと考えています。
⑤ 入札金額の妥当性について、他の高速道路会社等からの情報をもらえたりはしないのだろうか。	⑤ 現状として、他の高速道路会社からの情報はもらっていません。